

## 平成 26 年経済センサス-基礎調査及び同年に実施される 商業統計調査の変更の審議の際に出された意見に基づくメモ

### 1 経済統計の体系整備の観点から見た、平成 26 年経済センサス-基礎調査実施後の経済センサス-活動調査の間に実施される母集団情報の整備等のための調査の枠組みに関する検討について

今回の審議では、2 回目の実施となる平成 26 年経済センサス-基礎調査について、平成 21 年の基礎調査では行われなかった「総売上高」を把握すること等を盛り込んだ調査計画の適否に関して、議論が集中しました。その際、基礎調査については活動調査と異なり、平成 18 年 4 月に各府省統計主管部局長等会議において了承された「経済センサスの枠組みについて」では、周期調査という位置付けはなされておらず、平成 26 年調査終了後の「5 年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」の枠組みについては白紙という前提で審議を致しました。

結論的には、答申のとおり、今回諮問された計画に関する限り、承認することとしました。今後の母集団情報の整備等のための調査の枠組みについては、まずは、調査を実施する行政機関等が検討し、全政府的なコンセンサスを得ることが必要になると同時に、今回答申しました調査計画における「総売上高」に関しては、今後、どのような形で把握するにせよ、次の 2 つの論点について整理する必要があると考えます。

- (1) 事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の搭載データとしての「総売上高」の在り方とその把握方法
- (2) 経済統計の体系整備並びに報告者負担増加及び調査環境の悪化防止の観点から、総売上高を把握する経済センサス-活動調査を初めとする他の基幹統計調査との重複回避

今回の調査計画については、以上の 2 点に関して、「運用初期段階にある事業所母集団データベースの有用性の向上及び利活用のための環境整備に資する」ということが認められ、かつ、報告者負担の軽減や回収率低下防止のための方策を調査を実施する行政機関において現在考えられる最大限の努力をするという説明があったことから承認をしました。したがって、当然、今後の経済センサス-活動調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査を、今回の答申をもって保証するものではありません。

今回の部会審議では、結局、今後の母集団情報の整備等のための調査の枠組みが定まっていない状況の下において、「総売上高」を調査項目として採用することの可否を検討する必要があったために整理が難しくなったように思います。したがって、この機会をとらえて、経済センサス-活動調査の間に実施する母集

団情報の整備等のための調査の枠組みに関して、根本的な検討に着手することが必要であると考えます。

経済構造統計及びそれを作成するための経済センサス-活動調査を基礎として経済統計を組み立てている現状にあって、このような枠組みの検討は活発な活動を続ける我が国の経済について、そのダイナミズムに応じた経済統計の整備・発展に必要不可欠であると考えます。

現在、統計委員会は、次期基本計画の策定に向けた審議を開始しております。経済統計については基本計画部会第1ワーキンググループで議論をすることになっていますが、私としては、上述の論点を含め、是非、本部会における審議を参考にさせていただければと思います。そして、経済統計の体系整備の観点から、上記の枠組みの検討を踏まえつつ、平成26年経済センサス-基礎調査実施後の経済センサス-活動調査の間における統計調査の在り方について、統計委員会として迅速かつ真摯な議論に基づいてコンセンサスが得られるように願っています。

## 2 統計調査の成果の調査協力者への還元について

昨年12月の法人・土地基本調査の答申時の部会長意見で、私は、報告者負担の軽減に関して、報告者数や調査事項数の削減といった量的な側面のみではなく、質的な側面（①心理的抵抗感、②片務的な負担感、③答えても無駄だという徒労感）も看過することはできず、量質両面からのアプローチが有効ではないかと申し上げました。

今回の諮問審議において、委員・専門委員及び地方公共団体から各種調査における総売上高の把握について報告者負担が増加するのではないかと懸念が示されました。このような懸念は、とりもなおさず結果精度及び調査コストに跳ね返るおそれを内包するものであることから、調査実施者には十分な配慮が必要です。他方で、今回の審議において、調査対象者自らが公的統計から有用な情報が得られる等の便益を感じることができれば積極的な協力も得られるのではないかとの意見もありました。

これまでの個人的な経験を反省も含めて振り返ってみますと、統計調査に関する調査実施者の説明や統計委員会及び部会での議論では、統計法第10条各号の各要件が満たされているかどうかを確認した上で、その利用可能性について考えてきたわけですが、その際、どうしても「利用する主体」として行政や学術研究者を念頭に置いて考えるということになりがちでありました。そこで、例えば、基本計画部会第3ワーキンググループにおける検討課題として、先般御報告しました質的な側面のうちの「片務的な負担感や答えても無駄だという

徒労感」に対する検討の視点として、統計情報の調査協力者への還元の在り方についても正面から取り上げることを加えてはどうかと考える次第です。

以上、報告します。

平成 25 年 6 月 21 日

廣松 毅